

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書

近年、再審事件の動向に関する報道などにより、再審やえん罪被害に対する社会の関心が高まり、日本弁護士連合会などからも再審法（刑事訴訟法第4編再審、以下「再審法」という。）の問題点が指摘されています。これまで我が国では、憲法に多数の刑事手続関連条項を設け、刑事訴訟法等の法律を充実させることで、えん罪の発生を防止してきました。しかしながら、ときに誤判が生じるおそれは払拭できません。現在、誤判により生じたえん罪に苦しむ方々やその家族が救済を待ち望んでおり、速やかな再審法改正が求められています。

また、検察官の不服申立てにより再審請求審が長期化する事例は多々あり、とりわけ袴田事件は、検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、審理が無用に長期化しました。審理の長期化は深刻な人権侵害につながるおそれがあります。

誤判により有罪判決を受けたえん罪被害者を救済する再審制度については、刑事訴訟法に規定が設けられていますが、再審が認められることは稀であり、えん罪被害者の救済は容易には進んでいません。

その要因として、刑事訴訟法の再審に関する規定がわずか19条しか存在しないという制度上の問題があり、再審請求手続に関する詳細な規定が存在しないために、個々の裁判体の裁量があまりにも大きいことが指摘されています。

再審請求手続における手続規定に関しては、再審法に規定が少なく、とりわけ審理の在り方については、裁判所の広汎な裁量に委ねられています。そのため、裁判所の訴訟指揮により大きな差が生じうるため、再審請求手続における手続規定を整備する必要があると考えます。

よって、大口町議会は、下記の事項を実現するよう強く要望します。

記

1. 再審申し立ての手続法について規定する法的整備を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月19日

愛知県大口町議会議長 江口 昌史

衆議院議長	額賀 福志郎
参議院議長	関口 昌一
内閣総理大臣	石破 茂
総務大臣	村上 誠一郎
法務大臣	鈴木 馨祐